

第7期

総合計画

令和8年度～令和17年度



遠別町



ともに創る。住み続けられるまちづくり

目 次

計画の策定にあたって

I 計画の趣旨	1
II 計画の名称・期間	2
III 計画の構成	2

基本構想

I まちづくりの基本テーマ	3
II まちづくりの基本目標	4
III まちづくりの重点課題	5
IV 人口の指標	7
V 施策の大綱	8

基本計画

第1節 活力ある産業を持続できるまち

(1) 農業	11
(2) 林業	13
(3) 水産業	14
(4) 労働雇用	15
(5) 商工業	16
(6) 観光	17

第2節 穏やかな生活を持続できるまち

(1) 自然・土地利用	19
(2) 道路・公共交通・除排雪	20
(3) 環境衛生	22
(4) 水道・下水道	23
(5) 住宅	24
(6) 防災・消防・国土強靱化	25
(7) デジタルトランスフォーメーション(DX)	27
(8) ゼロカーボン(GX)	28
(9) 防犯・消費者保護・交通安全	29

第3節 健やかに暮らせる環境を持続できるまち

(1) 高齢者福祉	30
(2) 障がい者福祉	32
(3) 保健・健康づくり	33
(4) 子育て支援	34
(5) 医療	36

第4節 学びに向かう力を持続できるまち

- (1) 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) 生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 文化・芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第5節 つながりと共生を持続できるまち

- (1) コミュニティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (2) 人権・男女共同参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- (3) 多文化共生・移住定住・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- (4) 行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

計画の策定にあたって

I 計画の趣旨

総合計画は、町の将来を見通した長期にわたるまちづくりの方向性と、これを実現するための施策をまとめた行政運営の指針となる計画です。

遠別町では、これまで6期にわたり総合計画を策定し、まちづくりの基本指針を示すとともに、町民生活の充実、向上に努め、それぞれの時代に対応したまちづくりを進めてきました。

この間、我が国の社会経済状況や地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、人口減少・高齢化社会の進行、高度情報化、地球規模での環境問題、大規模な自然災害の発生など、まちづくりに対応すべき課題が数多くあります。

また、持続可能な社会の構築に向けたSDGsの推進やゼロカーボンの実現などにより、地域社会を取り巻く変化を踏まえた施策を効果的に推進していくことが重要になっています。

これまでのまちづくりの成果を踏まえ、持続可能な社会をつくっていくためには、町民の皆様と行政が一体となって同じ目標に向かって知恵と力を出し合いながら協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

本計画は、社会情勢の変化や課題を受け止め、住み続けられるまちづくりに向けた目標を掲げ、その実現に向けた施策を定めてまちづくりの指針とするものです。

～総合計画の経過～

名 称	計画期間	まちの将来像・テーマ
遠別町総合振興計画	昭和49年 ～昭和56年	青い空と躍動する産業が調和した福祉のまちづくり
新遠別町総合振興計画	昭和56年 ～平成2年	自然と生産が調和した活気あふれるまち 安全で住みよい生活環境の充実したまち 健康で幸福な福祉の充実したまち 豊かな心と人間性をはぐくむ教育文化のまち 緑につつまれるうるおいのある明るいまち
遠別町総合振興計画 (第3期)	平成3年 ～平成12年	活力と生きがいのある豊かなまちづくりをめざして
遠別町総合計画 (第4期)	平成13年 ～平成17年	みどり豊かな自然との共生 輝く未来へ
遠別町総合計画 (第5期)	平成18年 ～平成27年	豊かな自然 元気で笑顔あふれる明日へ
遠別町総合計画 (第6期)	平成28年 ～令和7年	人のつながりから生まれる 笑顔のまちづくり

Ⅱ 計画の名称・期間

本計画の名称は、「第7期遠別町総合計画」とし、計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

Ⅲ 計画の構成

「第7期遠別町総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

- 「基本構想」は、長期的視野に立って、まちづくりの基本的理念や方向性を明らかにし、基本目標を実現するために必要な施策の大綱を示したものです。
- 「基本計画」は、基本構想で示した施策の大綱に基づき、必要な施策を総合的かつ体系的に示したものです。
- 「実施計画」は、基本計画で示した施策に基づき実施する具体的な計画で、体系的に示したものです。

実施計画の進行管理にあたっては、社会経済情勢や住民ニーズ等の変化に適切に対応しながら、計画の実効性と弾力性を確保する必要があることから、事業の進捗状況等を踏まえて、毎年度向こう3年間の見直しを行います。

基本構想

I まちづくりの基本テーマ

遠別町は明治30年（1897年）に歴史が始まり、令和9年（2027年）に130年を迎えます。

これまで、先人たちが様々な困難を克服し、地域の発展に努めてきました。

まちを取り巻く時代の潮流を見ると、時代の変化はより目まぐるしく、予測困難になっています。また、人口減少によるコミュニティや産業をはじめ、町民の暮らしを支える様々なものに少しずつ影響を及ぼしてきています。

自治基本条例に基づいた「先人が築いた自然豊かな遠別町を守り・育て、郷土愛と助け合いの心を育み、現在と将来の町民が健康でいきいきと支えあって暮らせるまち」の実現に向け、町民の皆様と行政が一体となって、協働のまちづくりを目指すことが必要です。

次の基本テーマを掲げ、町民一体となったまちづくりを進めます。

基本テーマ

ともに創る。 住み続けられるまちづくり

将来の見通しが困難な時代であっても、町民一人ひとりが力を合わせ、ともに創る姿勢で時代の変化に対応しながら、これからも元気で楽しく生活が送れるよう、魅力あるまちづくりを進めていきます。

情報の発信と共有を大切にし、新しい人材の確保・育成に取り組み、「持続できるまち」を目指します。

Ⅱ まちづくりの基本目標

1 活力ある産業を持続できるまち

スマート農業の推進、森林整備事業、漁獲量の維持などを通じ本町の基幹産業である農林水産業を次世代へ持続可能な形になるよう取組を進めます。

富士見ヶ丘公園周辺施設の改廃と旭温泉の移転など、道の駅「えんべつ富士見」を中心とした観光・交流人口の増加と商工業の事業承継に係る支援により、地域経済が発展するまちづくりを目指します。

2 穏やかな生活を持続できるまち

町民生活の基本となる安全・快適な生活環境を確保するため、防犯、防災、環境衛生など様々な観点から、必要な取組を進めます。

公共交通や除排雪体制の維持を図るため、事業に携わる人材の確保・育成に取り組み、住み続けられるまちづくりを目指します。

3 健やかに暮らせる環境を持続できるまち

高齢者や障がい者を含めてすべての町民が住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らせる福祉・医療・介護体制、子育てを応援する体制の充実を図ります。

健康づくり、保健サービスの取組を推進し、町民誰もが生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

4 学びに向かう力を持続できるまち

学校・家庭・地域が連携、協力しながら教育活動を展開し、地域に開かれた教育の推進を図ります。

町民一人ひとりの自発的な活動を促し、生涯学習・文化・スポーツ活動の機会の充実を図り、心豊かな人を育むまちづくりを目指します。

5 つながりと共生を持続できるまち

魅力ある地域づくり、コミュニティ意識の向上を図り、町民の皆様と行政との情報共有を推進します。

地域において外国人との共生に向けた取組を行い、多文化共生のまちづくりを目指します。

Ⅲ まちづくりの重点課題

基本目標を実現するためには、本計画に定めた施策の取組を総合的に推進していきませんが、特に対策が必要な分野を重点課題として位置付け、計画期間内において、その課題と向き合いながら、積極的・重点的に取組を進めていきます。

(1) 産業の維持・強化

地球温暖化による異常気象や気候変動が激しく、生産量の低下などにより1次産業へ大きな影響を及ぼしています。

また、資材やエネルギー価格の高騰、物流コストの上昇が大きな負担になっているため、産業の維持・強化への対策が必要です。

(2) 富士見ヶ丘公園の再編

富士見ヶ丘公園周辺への旭温泉の移転や既存施設の老朽化による改廃など、町民からの要望が高まっています。

長期の視点に立った富士見ヶ丘公園の在り方など検討をさらに進め、計画的な整備を行うことが必要です。

(3) 道路・公共交通・除排雪体制の維持

民間事業者によるバス、ハイヤーの運行により地域の公共交通は守られていますが、冬期間は、除排雪の体制が課題となっています。

公共交通及び除排雪体制の維持を図るため、事業に携わる人材の確保・育成や高齢者等への対策が必要です。

(4) 医療・高齢者福祉体制の安定化

医師、看護師の不足や特別養護老人ホーム友愛苑の事業者の撤退などにより、医療や高齢者福祉体制の維持が不安視されました。

有資格者確保のための環境整備や友愛苑事業者との連携を深め、安定した体制づくりが必要です。

(5) 多文化共生の推進

総人口に占める外国人の割合が高く、近年では100人前後で推移し地域の一員として生活しています。

地域において外国人との共生に向けた課題の解決や支援を行うことが必要です。

(6) 総合的な人材確保対策

持続するまちづくりを目指すためには、社会機能を維持するためのあらゆる分野において人材の確保・育成が大きな課題となっています。

積極的な情報発信や住宅環境の向上をはじめ、人材を呼び込む総合的な取組など、若者や女性に選ばれる対策が必要です。



IV 人口の指標

まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年（2015年）からスタートし、少子高齢化への対応、人口減少の歯止め、東京圏への人口集中の是正を目標に取組を進めてきました。

令和5年（2023年）に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年（2050年）に我が国の人口は現在の約1億2千万人から約1億人と人口減少が進みますが、東京都の人口は増加傾向にあるとされています。また、北海道の人口は減少し続け、令和32年（2050年）には、現在の約500万人から約382万人へ減少するとされています。

こうした状況の中、令和17年（2035年）の遠別町の将来人口は、国の推計人口同様に1,755人と想定します。

令和17年度推計人口

総人口 1,755人 男 862人 女 893人

区 分	R 2 (2020)	R 7 (2025)	R 1 2 (2030)	<u>R 1 7</u> <u>(2035)</u>	R 3 2 (2050)
総人口	2, 5 2 0	2, 2 0 5	1, 9 7 8	<u>1, 7 5 5</u>	1, 1 8 3
0～14歳	2 4 8	1 8 5	1 7 9	<u>1 5 8</u>	1 0 6
15～64歳	1, 2 3 8	1, 1 0 6	9 3 5	<u>8 2 3</u>	5 4 2
65歳以上	1, 0 3 4	9 1 4	8 6 4	<u>7 7 4</u>	5 3 5
75歳以上 (再掲)	5 9 2	5 3 5	5 5 8	<u>5 1 8</u>	3 6 5

《出典》R2年は国勢調査、R7年は住民基本台帳人口（令和7年9月末）

R12年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

V 施策の大綱

1 活力ある産業を持続できるまち

(1) 農業

生産基盤整備の推進及び農地の集約化を促進し、高付加価値化と作業効率の向上への取組に努めます。また、有害鳥獣対策については狩猟者確保のための対策を行い、新規狩猟者の育成及び被害防止に努めます。

(2) 林業

人工林資源を活用するため、作業路網を整備・維持し、長期的な視野に立ち、計画的な森林整備に努めます。

(3) 水産業

ホタテ漁業の強化を図るため、効率的に作業を行う環境づくりと地産地消を拡大する水産物供給体制の支援に努めます。

(4) 労働雇用

人材不足の解消につながるよう、雇用情報の発信と外国人技能実習生の受入れ対策に努めます。

(5) 商工業

商工業の維持を図るため、事業承継や新規起業者への支援を行うとともに商工会と連携し地域経済の好循環に努めます。

(6) 観光

富士見ヶ丘公園施設の改廃や旭温泉の移転などの課題に対応しながら、道の駅「えんべつ富士見」を生かし、観光・交流人口の増加に努めます。

2 穏やかな生活を持続できるまち

(1) 自然・土地利用

広報、啓発活動を通じ、国土利用計画法などの周知を行い、自然環境を損なう開発行為の未然防止に努めます。

(2) 道路・公共交通・除排雪

道路や公共交通、除排雪体制の維持を図るため、事業に携わる人材の確保・育成や高齢者への対策に努めます。

(3) 環境衛生

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化等に関する啓発活動、し尿・浄化槽汚泥の適切かつ効率的な収集処理に努めます。

また、合葬墓については施設建設に向けた準備を進め、斎場は計画的な維持管理に努めます。

(4) 水道・下水道

安全な水の安定供給をはじめ、快適な居住環境づくりに向け、水道及び下水道施設の計画的な施設の更新を行い、適正な管理に努めます。

(5) 住宅

住みやすい住環境に向け、持ち家等への助成事業の拡大を検討します。

また、公営住宅空き室対策として、入居要件の運用拡大を検討し、適正な管理に努めます。

(6) 防災・消防・国土強靱化

町民が不安を感じることなく安心して安全な暮らしができるよう、地域防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりに努めます。

(7) デジタルトランスフォーメーション（DX）

光ファイバーの利用が町全域で可能なことから、行政サービスのデジタル化の導入に向け、情報管理対策の強化を進め、安心して利用できる情報環境づくりに努めます。

(8) ゼロカーボン（GX）

ゼロカーボンシティの実現に向け、省エネルギー、再生可能エネルギー普及に向けた施策を推進し、持続可能な社会の形成に努めます。

(9) 防犯・消費者保護・交通安全

犯罪被害や消費者被害の発生防止に努めます。また、交通事故のないまちを目指し啓発活動の推進に努めます。

3 健やかに暮らせる環境を持続できるまち

(1) 高齢者福祉

高齢者が安心して生活できるよう、総合的な高齢者福祉対策を展開します。また、安定した高齢者施設の運営ができるよう支援に努めます。

(2) 障がい福祉

住み慣れた地域社会の中で暮らしていけるよう、障がい者福祉サービスの充実をはじめ、地域一体となった福祉活動ができるよう努めます。

(3) 保健・健康づくり

検診受診体制の充実を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげ、いきいきと健やかに暮らすことができるよう、健康づくりに努めます。

(4) 子育て支援

安心して子育てができる環境の確保を図り、多様化する子育て支援への需要に応えられるよう努めます。

(5) 医療

医療職の人材確保及び定着に向け、職場環境をはじめ住宅環境の向上や生活支援体制の充実を図り、安定した医療支援体制の整備に努めます。

4 学びに向かう力を持続できるまち

(1) 学校教育

子どもたちが変化の激しい社会の中にあっても逞しく生き抜いていけるよう、知・徳・体のバランスの取れた生きる力を育成するため、学校・家庭・地域が緊密に連携して教育環境の充実を図ります。

(2) 生涯学習

国際化や情報化などの社会変化に対応するとともに、心豊かな生活を過ごすことができるよう、町民の学習ニーズを的確に捉えた取組の充実に努めます。

(3) 文化・芸術

町民の主体的な文化・芸術活動を支援するとともに、担い手育成として若い世代への活動促進に努めます。

(4) スポーツ

生活の中に積極的に運動を取り入れ、「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしい生涯スポーツの推進に努めます。

5 つながりと共生を持続できるまち

(1) コミュニティ

町内会活動をはじめとしたコミュニティ活動の充実を図り、協働のまちづくりを推進するため、地域の課題解決に努めます。

(2) 人権・男女共同参画

自分らしく暮らせる町を実現するため、人権教育・啓発を推進します。また、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に努めます。

(3) 多文化共生・移住定住

国籍や文化が異なる人が安心して生活できるよう支援を行い、多文化共生のまちづくりを推進するとともに、若者の移住定住や関係人口の増加に努めます。

(4) 行財政運営

研修などにより職員の質の向上を図り、行政サービスを向上させるとともに、財政運営では、ふるさと納税をはじめとした自主財源の確保と経費節減に努めます。

基本計画

第1節

活力ある産業を
持続できるまち

第1節 活力ある産業を持続できるまち

(1) 農業

現状と課題

本町は冷涼な気候風土からなる米作りの北限地であり、かつ北部に酪農地帯を有することから、稲作・畑作・畜産と多様な経営形態が混在しているのが特徴で、農業は町の基幹産業となっています。しかし、農業者の高齢化・後継者不足等により経営戸数が減少し、新たな担い手の確保が課題となっています。

本町の農業が持続可能な成長産業となるため、安定した生産体制の確立や優良農地の保全、生産基盤整備の推進及び農地の集約化を促進し、高付加価値化と作業効率の向上に取り組む必要があります。

稲作については、昭和57年にうるち米生産からもち米生産への団地化を始め、ライスセンターや籾殻堆肥センターを整備するなど、農業生産性の向上と経営の安定化に取り組んでいます。

畑作については、転作作物として小麦や大豆等への転換が進んでいますが、高収益作物野菜の産地形成を図り、安定した農業経営を目指す必要があります。

畜産については、酪農や肉牛経営が行われていますが、高齢化・労働力不足や飼料価格の高騰等により生産者の減少が続いています。経営の安定化を図るため、飼料自給率の向上、スマート畜産の導入等に取り組み、家畜ふん尿処理による有機堆肥製造を行い、環境にやさしい農業を継続していく必要があります。

有害鳥獣対策については、近年出没が増加しているヒグマによる被害の未然防止、エゾシカ及びアライグマによる農産物等の被害防止のため、「鳥獣被害防止計画」に基づき駆除を実施するとともに、減少する狩猟者確保のため、新規免許取得者に対する助成を行い、関係団体と連携した新規狩猟者の育成に努めていきます。

現時点では農業を継承すべき担い手も少なく、今後も農業者の減少が予想されるため、地域の中核的担い手農家となる地域リーダーの確立と、家族経営から農地所有適格法人への法人化など、農業者の地域確立、経営管理の近代化が求められています。

具体的な取組

- ① 良質な農産物の安定生産及び高収益作物の作付け拡大を進めるとともに、優良農地の保全管理を促進し、農業生産基盤の整備を図ります。
 - 1) 地域ステップアップ事業
 - 2) 堆肥製造施設運営事業
- ② 乳牛の乳質向上対策の推進と良質な粗飼料確保に向けた草地の生産性向上を図り、農業生産基盤の整備を進めます。
 - 1) 草地畜産基盤整備事業
 - 2) 畜産振興対策事業

- ③ 農業後継者及び女性農業者の活動を支援し、農業経営や農業技術等の向上を図るとともに、活気あふれる魅力ある農業を推進し、農業後継者及び新規就農者の受入れ体制の確立と環境の整備を推進します。
- 1) 農業振興センター管理運営事業
 - 2) 経営所得安定対策等推進事業
 - 3) 農業次世代人材投資事業
 - 4) 新規就農者経営発展支援事業
- ④ 町民と連携し、地域資源の維持管理・農村環境保全の活動及び農作物被害防止対策を推進します。
- 1) 多面的機能支払交付金事業
 - 2) 中山間地域等直接支払交付金交付事業
 - 3) 有害鳥獣対策事業
- ⑤ 地域資源循環型の土づくりによる環境にやさしいクリーン農業を推進するとともに、農業系産業廃棄物の適正処理と有効活用を促進し、景観を損なわない環境づくりを進めます。
- 1) 土づくり対策事業



(2) 林業

現状と課題

本町の森林は、町民の生活と密着した場所としての森林、林業生産活動が積極的に実施されている人工林、また大径木の広葉樹が広がる天然生の樹林帯まで、多様性に富んだ林分構成になっています。

本町ではトドマツ人工林資源を活用するため、作業路網を整備・維持するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を行っており、特に遠別川流域の森林では、長伐期施業や複層林施業を積極的に促進しています。

近年は木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化、相続による世代交代などから整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用した森林整備や路網整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林の整備が求められています。

町内で森林整備事業等を実施する事業者は、就業者の高齢化とともに新規就業者の確保が難しい状況にあるため、地域関係者と連携を図りながら、通年雇用化の促進や就業環境の改善など、林業就業者の担い手・安全確保に向けた取組を進める必要があります。

また、町内のトドマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、町内には製材工場がなく、伐採木の多くはパルプの原料として近隣の市町村へ出荷されています。町産人工林材の付加価値向上を図るため、町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化の推進、新たな需要の創出として木質バイオマスエネルギーの利用推進が期待されています。

具体的な取組

- ① トドマツ人工林資源を活用するため、作業路網を整備・維持するとともに、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進します。
 - 1) 町有林造林事業
 - 2) 町有林造林地保育事業
 - 3) 豊かな森づくり推進事業
- ② 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。
 - 1) 森林環境譲与税利活用事業

(3) 水産業

現状と課題

遠別漁港は直轄事業により、水産物の品質確保のための衛生管理対策、漁船航行の安全性確保のための漂砂対策、漁船の大型化に伴う上架施設等の整備が進められてきましたが、老朽化に伴う岸壁矢板の腐食などにより突堤などに危険な場所が生じており、かつ防波堤など外郭施設の老朽化も進んでいるため、機能維持するための整備と安定的な供給体制を確保するための改良整備を行う必要があります。

また、近年のホタテ成貝の輸出に伴う需要が増加する一方で、活貝輸出に対応した整備が必要な状況となっており、更なる衛生管理対策を推進し、効率的に作業を行える環境の整備が求められています。

本町のホタテ漁業は、稚貝と半成貝の養殖により水揚げ高の9割を占めており、稚貝はオホーツクのホタテ生産地に出荷され、半成貝については本州へも出荷されています。また、成貝は近年韓国などに活貝として輸出されています。

しかしながら、近年の海洋環境の変化による海水温の上昇等、気候変動の影響も顕在化しつつあり、水産資源の現状や漁業・養殖業への影響を考える際には、様々な視点での漁場環境改善に向けた施策と取組の推進が重要となっています。

なお、近年のホタテ生産量の増加により、漁港内用地が不足しており、養殖資材は漁港外へ運んで洗浄しているため、多大な時間とコストを要しています。それらの作業を一括して漁港区域で行うことにより作業時間や経費の削減が図られるため、洗浄用地の整備が進められています。

また、地元水産物の地場での消費が少なく、地域への波及効果が不十分であることから、海業などの取組を検討し、地産地消と地域資源の循環を拡大する水産物供給体制の強化を図る必要があります。

加えて、漁業の担い手対策についても、新規就労者や後継者の確保・育成を図るとともに、地域産業の振興に資する労働力の定着に向けた取組を推進する必要があります。

具体的な取組

- ① 遠別地区特定漁港漁場整備事業により水産物の競争力強化と輸出を促進し、漁業活動の安全性と効率性の向上を図るとともに、第四種漁港の機能を十分に発揮できるような計画的な整備を促進します。
 - 1) 遠別地区特定漁港漁場整備事業の要望
 - 2) 遠別マリンビジョン協議会活動の促進
- ② 漁業生産基盤強化対策事業による漁業振興のための支援等を行いながら、自立できる経営体の育成及び支援体制の強化に努めます。
 - 1) 漁業生産基盤強化対策事業

(4) 労働雇用

現状と課題

近年、公共事業の縮小や民間住宅建設の減少を背景に、町内雇用の大部分を占める建設業の受注が減少傾向にあり、町の基幹産業との連携強化が急務となっています。特に本町の主要産業である農業及び漁業においては、加工・流通部門の整備が不十分であることから、農水産物の高付加価値化や未利用資源の利活用による地域特産品の開発及び振興が重要な課題です。

加えて、人口減少と高齢化の進行により、産業全体で人材不足が深刻化しており、技術者の世代交代も十分に進んでいません。特に、町内の技能士会においては新規加入者の減少が顕著であり、若手人材の育成及び確保による産業の活性化が求められています。

また、建設業への雇用依存が高い現状に対し、農林水産業など他産業との連携や、地域資源を活かした多様な働き方の創出により、季節性に左右されない持続可能な雇用の場を整備していく必要があります。

さらに、人材確保の新たな手段として、外国人技能実習生の受入促進も重要です。農業や水産加工、建設分野など慢性的な人手不足に直面している現場では、外国人技能実習生が担う役割が大きく、今後は関係機関や町民との連携のもとで、受入環境の整備や生活支援体制の強化を図る必要があります。また、文化及び言語の壁を越えた地域との共生を実現するための多文化共生施策や、制度改正による在留期間の延長、特定技能制度との接続も視野に入れることが求められます。

新たな視点として、企業や地域内での小規模ビジネス創出を支援する体制の強化、女性や若者が参画しやすい産業・職場環境づくりも必要です。オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会による技能講習等の外部支援施策の活用とともに、町独自の人材育成、移住定住支援策及び外国人労働力の活用による地域活性化策との連携を図り、地域内経済の持続性を高めていく取組が求められています。

具体的な取組

- ① 中小企業特別融資保証料や商工貯蓄共済融資等を活用し、経営体質の強化を図ります。
 - 1) 特別融資保証料補給事業
- ② ハローワークやタイミー等と連携し、雇用機会の創出に努めます。
 - 1) スポットワーカー活用支援事業補助金
 - 2) 求人情報の効果的な提供
- ③ 遠別町技能士会及びオロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会等の労働者組織に対して支援し、労働者組織の強化を促進します。
 - 1) 遠別町技能士会活動事業
- ④ 労働者組織及びその技術習得に向けた取組を促進します。
 - 1) オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会負担金

(5) 商工業

現状と課題

本町の商工業は零細店舗が中心であり、一店舗あたりの販売額は全道平均と比較しても低水準に留まっており、域内消費の多くがネット通販や近隣市町村の大型商業施設へと流出しているのが現状です。

また、消費者ニーズの変化やライフスタイルの多様化に十分に対応しきれていない点も、商業基盤の弱体化を加速させる要因となっています。

特に、地域の高齢者世帯が増加する中で、買物弱者支援や移動販売、デジタル技術を活用した注文・配送体制の整備など、日常の利便性を高める取組が求められています。商工会等の系統組織を中心に、町民のニーズを的確に把握し、サービスの質を上げていくことが商工業の再活性化につながります。

また、店主の高齢化や後継者不在による廃業が相次いでおり、事業継承対策や新たな起業支援が急務です。創業支援や外部人材とのマッチング、地域資源を活用した商品開発など、持続可能なビジネスモデルの創出を通じて、商工業の担い手確保を図る必要があります。

近年では空き店舗・空地の増加が顕著で、国道232号沿線の商業エリアにおいても、地域の賑わいの喪失が課題となっています。空き店舗を活用したチャレンジショップの導入、町内起業家や外部からの移住起業家支援、交流拠点化などによる商業空間の再生が求められています。

さらに、観光や地域イベントと連動した商店街の魅力づくり、キャッシュレス決済導入やSNSによる情報発信の強化など、時代に即した商業モデルへの転換が必要です。特に関係人口の拡大を視野に入れ、都市部とのつながりを活かしたマーケティングや販路拡大にも取り組むべき段階にあります。

北海道による補助金の縮小もあり、商工会組織自体の運営資金確保や体制強化、自立的に経営力を高められる事業者の育成が重要です。今後は、商工業全体における再編の可能性や空地・空き店舗の利活用を含めた土地利用計画、これに付随する駐車場等の整備といった都市機能の検討も進める必要があります。

具体的な取組

- ① 消費者ニーズを的確に把握し、それに対応したサービスの向上を推進し、経営の近代化及び経営体質の強化を図ります。
 - 1) **プレミアム商品券発行事業**
- ② 商工会機能の充実を促進するため、商工会活動補助金による支援を継続するとともに、自主的運営の強化を図ります。
 - 1) **商工会活動補助金**
- ③ 新規起業家及び事業承継への支援を図ります。
 - 1) **起業化支援事業（拡充）**

(6) 観光

現状と課題

本町の観光振興は、道の駅「えんべつ富士見」や「旭温泉」などの地域資源を核に展開してきました。近年は、観光施設の整備や体験型コンテンツへの関心の高まりにより、地域の魅力を高める動きが見られる一方、施設の老朽化や人材不足、通過型観光からの脱却、国際化対応の遅れなど多面的な課題に直面しています。

令和2年にリニューアルされた道の駅「えんべつ富士見」は、道北エリアの休憩・交流拠点として機能しており、来訪者数も堅調に推移しています。令和6年度からは隣接施設「とんがりかん」が屋内こども遊戯場兼テレワーク施設としてリニューアルされ、展望塔や遊戯施設の利用者増加とともに、道の駅との相乗効果も顕著です。

周辺には富士見ヶ丘公園、河川公園及び海水浴場などが集積し、広域的な観光ゾーンの形成が可能です。富士見ヶ丘公園ではパークゴルフ場の利用者が安定している一方、老朽化した設備の改廃が課題となっており、利便性・安全性を高めた施設整備が必要です。

特に夏季には、海水浴場と隣接する河川公園においてキャンプ利用者が年々増加しており、シャワーや炊事場、駐車スペースの整備など、アウトドア利用者を受け入れる基盤強化が求められています。

海水浴場は、漂砂対策が課題ですが、今後はアウトドア及びマリンレジャーの複合拠点としての整備が有望です。

さらに、豊かな自然を活かした四季折々の体験型観光を開発し、道内外のアウトドア志向の旅行者を呼び込む必要があります。

観光協会は現在、主にイベント運営を中心に活動していますが、今後は観光資源の掘り起こし、体験プログラム開発、情報発信及びインバウンド対応なども担えるような観光地域づくり法人への発展的な転換が期待されます。観光業を地域の一産業として確立するため、関係者間の連携と戦略的な組織体制が必要です。

北海道はアジアを中心とした訪日外国人観光客の人气が高まっており、本町もその波を捉えるためには、インバウンド対応の基盤整備が急務です。外国語対応の案内表示やパンフレット、多言語ホームページ及びWi-Fi環境の整備などが求められるほか、キャンプや温泉、道の駅などを活用した自然体験型のツアー造成などの整備も今後の課題です。

外国人観光客にとって、本町は利尻・礼文や稚内への経由地としてのポジションを持つことから「通過点から滞在地へ」という視点で、地域資源のストーリー化やフォトスポットの整備、国際SNSを活用したプロモーション展開が不可欠です。

本町における平均滞在時間は1時間未満と短く、いまだに通過型観光の性格が強いのが現状です。今後は宿泊・体験・食・交流を組み合わせた滞在型観光への転換を目指し、農漁業体験、地域ガイドとの自然散策、星空ツアーなど、地域ならではの体験メニューの整備と情報発信が求められます。

旭温泉は山間に位置し、秘湯感ある落ち着いた雰囲気の魅力で、癒しや健康志向の観光客に適した資源ですが、鉱山関連施設を含む全体的な老朽化が進行しており、維持管理や運営体制に課題を抱えています。今後は、富士見ヶ丘公園周辺への施設リニューアルを計

画し、町の観光拠点としての整備が必要です。

金浦原生花園では、利尻島を背景に咲くエゾカンゾウの景観がSNSなどで注目されており、開花状況のタイムリーな発信とフォトスポットとしての整備が誘客につながっています。今後は、こうした地域の自然資源を軸に、「撮る・体験する・伝える」仕組みをつくり、若年層や訪日観光客に響く魅力発信を強化する必要があります。

自然体験型観光は道内対地域でも展開されていることから、本町独自の体験メニューの開発や、とんがりかん・道の駅等との連携による差別化戦略が求められます。また、道北圏の関係市町村と連携した広域観光圏形成・情報発信の強化も重要な視点です。

具体的な取組

- ① 本町の観光振興を充実させるため、観光協会の組織強化を図り、各産業と連携した観光PR事業の促進をします。
 - 1) 観光協会活動促進事業
- ② 既存イベントの活性化及び町外イベント及び物産展に参加し、特産品等をPRする他産業団体が直接販売できるよう体制づくりの整備とともに、地域ぐるみで観光客をもてなす心を大切にする気運を醸成し、町民を含めた観光振興体制づくりを促進します。
 - 1) イベント助成事業
 - 2) ICTを活用した観光研究事業
 - 3) 青年部連携地域活性化事業補助金
- ③ 道の駅「えんべつ富士見」など地域特性を活かした観光施設の充実を図ります。
 - 1) 道の駅えんべつ富士見管理運営指定管理事業
 - 2) 旭温泉施設管理運営指定管理事業
 - 3) 富士見ヶ丘公園再編事業
 - 4) とんがりかん管理運営事業
- ④ 地場産品の活用や異業種との連携による特産品の開発を推進するとともに販路の拡大と消費者ニーズに対応できる生産体制の確立を目指します。
 - 1) 特産品等開発事業
- ⑤ 自然及び産業と触れ合う特色ある体験型観光を促進、都市住民等との交流促進による通年及び滞在型観光を推進するため、住民総観光ガイドの取組などにより地域資源の把握に努めます。
 - 1) 観光ガイド等の育成の検討
- ⑥ 新たな観光資源の発掘と創出、オロロンラインの各市町村と連携した広域観光ルートづくりを促進します。
 - 1) 留萌観光連盟との連携事業の検討

第2節

穏やかな生活を
持続できるまち

第2節 穏やかな生活を持続できるまち

(1) 自然・土地利用

現状と課題

本町は、東のピッシリ岳を主峰とする天塩山地を境に幌加内町及び中川町に接し、南は初山別村及び羽幌町、北は天塩町に隣接しています。西は日本海に面しており、東西27.49km、南北51.05km、面積は590.80km²の広さを有しています。

地形的には、西に向かって緩やかな傾斜をなし、その間を数流の河川が東西に流れ、日本海に注いでいます。

土地の利用概要を見ると、特にピッシリ岳に源を発する遠別川は延長80kmに渡り、その沿岸地域は地味肥沃で農耕に適し、稲作の中核地帯です。北部が平坦な泥炭地、南部は海岸段丘地と丘陵性台地からなっており、酪農地帯として利用されています。

今後も、優良農地を保全・活用していくとともに、豊かな自然環境の保全に努めることが重要です。

本町の総面積の87%を占める森林については、保安機能の維持及び向上を図るため、保安林改良や植栽を積極的に推進するとともに、水源の涵養を図るため、地域森林計画に基づいた森林の保護及び保全に努めます。

また、丸松・北里及び旭・歌越区間の海岸において、波浪による浸食が著しく進行しており、海岸線に隣接する農地や道路等施設を保全するため、早急な対応が必要とされています。

具体的な取組

- ① 適正な土地利用の指導に努めます。
 - 1) 国土利用計画法など関係法令の適正な運用
 - 2) 国土利用計画法などの広報、啓発活動の推進
- ② 地域特性に応じた機能維持を図ります。
 - 1) 地域森林計画に基づく森林保全と造林事業の推進
 - 2) 治山事業の要望
- ③ 海岸保全に向けた対策を推進します。
 - 1) 北海道へ浸食対策の要請

(2) 道路・公共交通・除排雪

現状と課題

本町が管理する道路は延長約190kmであり、その内57%が舗装道路です。現在、市街地の道路は経年劣化が進んでおり、町民の安全で快適な生活環境を確保するためには、バリアフリー化を含む道路補修が必要とされています。

また、冬季の安全な交通環境を確保するために、関係機関との連携を図り、町民の理解と協力を得ながら、除排雪により冬道の安全確保対策を推進していきます。

なお、高齢化等により各世帯における積雪処理の負担が増しており、町民のニーズも多様化しているため、町内事業者と連携し、高齢者の負担軽減に努めています。

現在、それらの課題解決に向けた除雪機械の計画的な更新と老朽化した防雪柵の補修が必要とされており、特に町民の利用頻度が高い地域の補修（橋梁等も含む）を行い、高齢者を含めたすべての町民が歩きやすい環境を整備することが求められています。

道道名寄遠別線は、緊急高次医療や新たな物流ルート確保のため、未開通区間の早期完成が求められています。

デマンドバスについては、町民の移動手段確保のため運行形態の見直しが必要です。

また、デマンドバス3台の初年度登録は平成24年で、導入から年数が経過しているため、更新が必要な時期となっています。地方路線バスについても同様に路線維持のため、補助が必要です。

加えて、町内外の移動手段として、民間ハイヤーの運行も維持できるよう助成が必要であり、また、通院などに必要な都市部への交通アクセスが不便になってきており、対策が急務となっています。

今後も交通事業者間の調整を行い、遠別町地域公共交通計画に基づいた、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指す必要があります。

具体的な取組

- ① バス車両の更新やバス路線の維持費補助等により、町民の移動手段確保に努めます。
 - 1) デマンドバス運行事業
 - 2) 地方路線バス維持事業
 - 3) ハイヤー運行事業補助金
 - 4) 都市部への交通アクセス対策の検討
- ② 市街地道路、橋梁及び防雪柵の補修並びに除雪機械の更新などにより、道路交通の安全性向上を図ります。
 - 1) 除雪機械整備事業
 - 2) 橋梁補修事業
 - 3) 町道維持事業
 - 4) 道路台帳電子化
 - 5) 防雪柵補修事業

6) 高齢者自立支援事業 (除雪サービス)

③ 緊急高次医療や新たな物流ルート確保のため、一般道道名寄遠別線の早期完成の要望活動を推進します。

1) 一般道道名寄遠別線建設促進期成会での要望活動



(3) 環境衛生

現状と課題

国全体の地域経済向上に向けた取組が進む中で、これまでの資源を大量消費する生活様式を見直し、限りある資源を守り、環境負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められています。

各種リサイクル法も制定された現在、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動の取組を推進し、ごみの分別収集や資源ごみ以外のごみや、粗大・事業所ごみの有料化により、ごみの再資源化や減量化を図っていくことが必要です。

本町では、近隣（幌延町、豊富町、天塩町、中川町含む）5町で構成される西天北五町衛生施設組合において、ごみ・し尿処理を行っており、特にごみ処理については分別収集による埋立て及び再資源化を図っていますが、一般ごみの量が増えてきており、埋立処分の許容量が限界に近づいていることから、処分地の嵩上げ対策が必要とされています。

斎場については、遠別町・天塩町共同斎場が整備され、管理運営協議会における計画的な維持管理が行われています。また、霊園については、墓の所有者の高齢化や転出、子の町外就職などにより、墓の承継や維持管理が困難になっており、墓を整理する件数が増え、新設は減少しています。一方で、全国的に墓に対する意識が変化し、徐々に合葬墓のニーズが高まっています。本町においても、合葬墓に関するアンケートを実施した結果、設置を求める意見が多くみられ、合葬墓の設置について準備を進める必要があります。

具体的な取組

- ① 西天北五町衛生施設組合の運営管理を維持します。
 - 1) 西天北五町衛生施設組合負担金（ごみ処理）
 - 2) 西天北五町衛生施設組合負担金（し尿処理）
- ② 共同斎場の維持管理に努めます。
 - 1) 遠別町・天塩町共同斎場管理委託業務
 - 2) 遠別町・天塩町共同斎場補修
- ③ 墓所の整理を踏まえ、持続可能な墓の形態を整備します。
 - 1) 合葬墓設置事業

(4) 水道・下水道

現状と課題

本町の水道は給水人口が2,219人、普及率が99.9%となっています。水需要は、下水道の整備による水洗化の普及等によって一時は増加傾向にありましたが、近年は人口減少に伴い、料金収入も含めて減少傾向にあります。

また、浄水場は平成6年の供用開始から31年が経過しており、建物及び設備の老朽化が進み、現在は必要最低限の修繕にて稼働していますが、今後は適切な資産管理により計画的な更新が必要です。なお、配水管についても使用開始から40年を超える配水管が増え、漏水により有収率が低下しているため更新が必要です。

市街地においては、遠別浄化センターを平成12年から供用開始し、現在では污水管延長16km、整備面積99ha、水洗化人口1,702人、普及率92.1%となっており、供用区域内の整備は概ね整っていることから、更なる接続率向上を図ります。一部処理施設については、供用開始後から更新していないため不具合等が生じており、更新が必要です。

供用区域外の地域については、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を推進し、水洗化の普及促進を図ります。

経営環境が厳しさを増すなか、施設の集約化や維持管理コストの低減など徹底した経営効率化に努めるとともに、将来にわたって安定したサービスを持続できるよう、受益者負担の適正化を含めた中長期的な経営のあり方について検討を進めます。

具体的な取組

- ① 老朽化施設の計画的な更新、漏水の早期発見・修繕により有収率向上に努めます。
 - 1) 生活基盤近代化整備事業
 - 2) 簡易水道施設整備事業
 - 3) 下水道整備事業（設計・工事）
- ② 資産管理の実施、中長期的な更新計画策定を通し、各種施設の適正管理に努めます。
 - 1) 下水道整備事業（ストックマネジメント計画）



(5) 住宅

現状と課題

本町の新築住宅着工棟数は、人口減少や建設資材の高騰等により年々減少していますが、新築住宅助成金などの補助がないことも要因の一つと考えられます。

また、住宅リフォーム助成金の利用者も近年は減少から横ばい傾向であり、助成対象が一軒の住宅につき一度の利用に限られていることが要因だと考えられ、今後は更に利用しやすい制度の実施に向けて検討します。

次に、本町の公営住宅については、人口減少に伴って入居の応募も減少し、空き室の多さが目立っているため、地方分権改革推進委員会の勧告による「地域対応活用」などを参考に、空き室の有効な活用方法を検討します。

また、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画に基づいて、改修や解体を進めていく予定です。

その他の住環境についてですが、宿泊事業者が減少している影響から、町内での大きな工事等が行われる際に工事関係者の宿泊場所が無く、やむなく近隣市町村に宿を借りているケースが増加している現状にあります。

また、近年増加している空き家に関しては、物価高による住宅解体費用の高騰への対策を検討しながら、情報提供や斡旋仲介による有効活用及び空き家所有者への適切な管理に係る指導や助言を行い、空き家倒壊などの危険防止を図る必要があります。

具体的な取組

- ① 持家及び民間住宅に係る定住対策を推進します。
 - 1) 住宅リフォーム助成事業（拡充）
 - 2) 新築住宅建設助成事業
 - 3) 空き家・空き室バンク制度の利用促進
 - 4) 空き家対策事業（住宅解体費用助成）
- ② 公営住宅の入居率向上に努めます。
 - 1) 「地域対応活用」の拡充
 - 2) 公営住宅ストック改善事業
 - 3) 公営住宅解体事業
- ③ 滞在期間に関わらず宿泊可能な住宅の確保に努めます。
 - 1) 民間主導による空き家活用、ウィークリーマンション等の建設促進を検討

(6) 防災・消防・国土強靱化

現状と課題

地震をはじめとする自然災害などに対する安全性の確保や防災・減災の意識がより一層高まっており、消防・防災体制や国土強靱化が全国的に大きな課題となっています。

近年は、地球規模の気候変動により、ゲリラ豪雨や線状降水帯による局地的な豪雨などが全国的に頻発しており、甚大な被害を及ぼしています。地震や風水害、雪害、土砂災害などの自然災害や火災、事故などによる人為災害を含む災害から町民の生命と財産、暮らしを守るため、災害対策基本法に基づく遠別町地域防災計画及び国土強靱化基本法に基づく遠別町国土強靱化計画などにより、防災体制の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進しています。

このような状況の中、消防の迅速な活動に十分な最新の消防車両及び資機材並びに新基準に準じた防火衣を導入する必要があります。

併せて、近年猛暑日が続く、過酷な環境下での24時間勤務体制は職員及び団員の体調管理に著しい影響を及ぼすおそれがあるため、事務所棟への空調設備設置を要します。

次に、消防資機材を収容している既存の機械器具置場及び旧除雪センターの計2棟は庁舎から遠く、迅速に資機材を取り出し難く、かつ各施設だけでは年々多様化する資機材を収容しきれないため、庁舎近辺における消防倉庫の新規建設が求められています。

同じく、遠別支署に所属する消防職員において町外からの採用者が増加する中で、入居可能な住宅も庁舎から遠く、緊急招集に支障が生じるおそれがあることから、庁舎近辺に消防職員住宅の新規建設が望まれています。

また、北留萌消防組合のデジタル無線通信施設は平成27年度導入であり、令和12年度をもって無線設備の更新時期を迎えますが、その更新に活用可能な国の補助金の要件に同通信施設の統制化が含まれるため、既存庁舎への無線指令センター増築が必要となります。

消防団は、「自分達の町は自分達が守る」という精神に基づき、町民の先頭に立ち、町民の安全と財産を守る消防機関の一つとして、消火活動はもちろん、多種多様化する災害における救助救出活動、避難誘導など危険極まりない活動に重要な任務を果たしており、今後も継続して体力の増幅、技術の練磨を図る必要があります。

台風、津波及び地震などの自然災害の発生を想定し、非常事態に備えた地域防災体制を確立していくため、防災訓練を定期的実施する必要があります。なお、本体制には武力攻撃事態等に備えた国民保護法に基づく迅速かつ的確な対応も含まれます。

さらに、町内会等で構成する自主防災組織の活動を促進し、地域全体での防災対策を推進します。公共施設の整備更新、耐震化等の対策も計画的に進めていく必要があります。

具体的な取組

- ① 多種多様化する災害に迅速・的確・安全に対応できるように、消防設備の強化、消防職員及び団員の資質向上に努めます。
 - 1) 水槽付消防ポンプ自動車更新
 - 2) 消防ポンプ自動車更新

- 3) 消防団員高性能防火衣更新
 - 4) 消防職員（単身者）住宅新築工事
 - 5) 消防事務所棟エアコン新設工事
 - 6) 消防倉庫新築工事
 - 7) 消防本部指令センター新築
- ② 消防団員の確保を行うとともに、各種訓練による高度な技術の習得や地域に密着した防災活動と防災知識の普及啓発に努めます。
- 1) 訓練資機材一式更新
- ③ 地域防災体制の強化を図ります。
- 1) 自主防災組織運営交付金
 - 2) 防災対策事業（備蓄品等整備）
 - 3) 遠別町防災訓練の実施
 - 4) 遠別町地域防災計画の見直し
 - 5) 遠別町強靱化計画の見直し
- ④ 公共施設の計画的な整備を進めます。
- 1) 公共施設等総合管理計画の改訂



(7) デジタルトランスフォーメーション (DX)

現状と課題

町内全域の光ファイバー網を活用した全戸へのIP告知端末(テレビ電話)の配備により、日常生活における情報通信環境が向上し、町内の情報格差が解消されてタイムリーな発信を受け取ることが可能となり、協働のまちづくりの大きな役割を担っています。

高齢者世帯においては孤独感の解消や日常の話題提供につながるなど、生活に欠かせない情報通信環境となり、今後も行政や地域ニュースなどの様々な情報を伝達していくことが心の健康につながるものと考えます。

なお、整備から15年が経過するため、設備の経年劣化等に対して適切な維持管理に努める必要があります。

全国的に公衆無線LAN環境の整備が進んでいる中、本町においてもほとんどの観光施設や公共施設にWi-Fi環境が構築されています。今後は、回線速度の低下や接続の不安定等が発生しないよう設備の維持管理が必要です。

また、多様な行政ニーズに対して、効率的なサービス提供を実現するために各種システムの導入や更新を行い、行政情報を管理する必要がありますが、情報管理に対する関心は年々高まっており、行政情報の管理や利活用の透明化がより重要性を増しています。

今後は行政サービスをはじめ、多様な分野における情報提供サービスを推進するとともに情報セキュリティ対策の強化を進め、誰もが安心して利用できる情報環境づくりを進めます。

さらに、電子申請や電子決済等の行政サービスのデジタル化やスマート農業の導入等のDXを進め、産業・教育・福祉等の分野でも積極的に活用し、暮らしの利便性向上を図る必要があります。

具体的な取組

- ① IP告知端末(テレビ電話)を活用した取組を継続して推進します。
 - 1) 地域情報通信基盤整備設備(地デジ及びIP告知端末)改修
 - 2) えんべつ光ネットワーク情報発信推進委員会の開催
- ② 公衆無線LAN環境の回線速度向上や接続安定化を図ります。
 - 1) 公共施設等の設備改修
- ③ 行政サービスのデジタル化の検討及び情報管理対策の強化に取り組みます。
 - 1) 電子申請システムの導入検討
 - 2) 公金収納システム(電子マネー等)の導入検討
 - 3) 情報セキュリティポリシーの見直し及び対策強化

(8) ゼロカーボン (GX)

現状と課題

地球温暖化問題は、予想されるその影響の大きさや深刻さから、国際的にも最も重要な環境問題の一つとされており、エネルギー政策の転換や、防災・減災に向けた気候変動適応策の実行など、豊かな環境を次世代へ継承できる持続可能な社会の形成に向け、具体的な行動が強く求められています。

本町では、令和32年（2050年）までに区域内における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す『遠別町「ゼロカーボンシティ」宣言（令和4年（2022年）4月）』を行い、脱炭素社会の実現に向け、公共施設のLED化など各種環境政策に取り組んでいます。

今後もゼロカーボンシティの実現に向け、自然環境を保全しつつ、風力発電など再生可能エネルギーの有効活用や地域GX施策の推進など、多面的な環境・エネルギー関連施策を町民との協働をもとに推進していく必要があります。

具体的な取組

① 省エネルギー・再生可能エネルギー施策に取り組めます。

1) 省エネ家電購入支援事業

② 地域GX施策を推進します。

1) ゼロカーボン啓発事業の推進

2) 風力発電事業への協力体制の整備



(9) 防犯・消費者保護・交通安全

現状と課題

近年、社会を震撼させる犯罪が頻発し、人や地域社会の絆によって、安心安全に暮らせる社会の実現が求められています。全国的な犯罪情勢では、特殊詐欺被害の件数・金額ともに増加しており、手口も巧妙化し続け、特に高齢者が被害に遭うケースが後を絶ちません。消費者被害は消費者行政において大きな課題の一つであるため、警察との連携を図るとともに、消費者教育や啓発などにより多様化・煩雑化する被害を防止する必要があります。

また、犯罪に遭われた方は心身に有害な影響を及ぼす恐れがあるため、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図り、安全で安心して暮らせる地域社会を形成する必要があります。

交通事故件数は、全国的に減少傾向にありますが、子どもが犠牲となる事故、高齢運転者による事故が相次いで発生しています。今後とも、町民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の一層の醸成を図り、交通事故のないまちを目指す必要があります。

具体的な取組

- ① 本計画を再犯防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画として位置付けし、犯罪（再犯）のない安心安全な社会の実現に努めます。
 - 1) 「社会を明るくする運動」などへの協力支援
 - 2) 保護司会をはじめとする再犯防止・防犯活動団体に対する協力
 - 3) 街路灯の維持管理
 - 4) 防犯カメラ設置の検討
- ② 消費者被害の防止に努めます。
 - 1) 消費者問題に関する広報紙等による啓発の推進
 - 2) 北海道消費者センター等と連携した消費生活相談体制の充実
- ③ 交通安全対策を推進します。
 - 1) 交通安全推進協議会等と連携し、交通安全意識の醸成を図る啓発活動の実施
 - 2) 高齢者運転免許自主返納支援事業
- ④ 犯罪被害者等の生活の再建を図ります。
 - 1) 警察等と連携協力し、犯罪被害者支援の実施

第3節

健やかに暮らせる環境を
持続できるまち

第3節 健やかに暮らせる環境を持続できるまち

(1) 高齢者福祉

現状と課題

本町の高齢化率は42%に達しており、令和22年には52%に達すると推計されています。高齢化人口は、平成28年にピークを迎え、平成29年から令和元年まで横ばいで推移してきましたが、令和2年から減少に転じている状況です。これらの状況に対応するため、本町の特성에あった高齢者福祉サービスの提供と介護サービスの基盤を整備していくことが重要になります。また、現役世代人口が減少する一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、複合的な支援が必要な高齢者が増加していることから、地域の高齢者を支える人的基盤の確保が必要となっています。

現在、本町では介護予防拠点施設「ふれあいステーション」や、高齢者を始めとした多世代交流拠点「遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センター」、高齢者専用の公営住宅などが整備されており、また、バス・タクシー料金や入浴料の助成などの高齢者が社会参画や交流ができるような事業を展開しているほか、認知症高齢者が安心して生活するため、関係機関と連携した「認知症高齢者等のためのSOSネットワーク事業」を実施しています。

地域での様々な福祉・生活課題を解決するためには、地域住民が主体的に助け合い・支え合いを行っていくことが重要です。そのため、自主的な活動を行う地域住民の担い手を養成するとともに、ボランティア団体、NPO団体及びその他各種団体の活動を支援し、地域における支え合いを推進します。

また、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、自立支援や介護予防、重度化防止に向けた取組を行います。

今後も介護を要する高齢者や家族が安心して生活できるよう、高齢者の生活形態に対応できる総合的な高齢者福祉対策を展開することが必要です。

また、現在はサービスを提供する介護従事者等の人材不足や施設等の環境整備に支援が必要な状況であり、これらに応じた対策が求められます。

具体的な取組

- ① 地域福祉を支える人材の育成を支援します。
 - 1) 介護人材特別対策事業
- ② 高齢者の交流や介護予防活動の充実を図り、健康・福祉の増進に努めます。
 - 1) 高齢者入浴・交通運賃助成事業
 - 2) 敬老祝金給付事業
- ③ 介護予防対策や相談機能、情報提供機能の強化を進め、在宅福祉を推進します。
 - 1) 緊急通報システム整備事業
 - 2) 認知症高齢者等のためのSOSネットワーク事業
 - 3) 高齢者見守り確認機器購入助成事業

④ 高齢者支援をはじめとした地域福祉の体制づくりに努めます。

1) 遠別町社会福祉協議会補助金

2) アクティブシニア多世代拠点交流センター指定管理事業

⑤ 介護従事者や介護施設の環境整備を支援します。

1) 介護従事者向け民間賃貸住宅建設事業

2) 特別養護老人ホーム友愛苑施設整備補助金



(2) 障がい者福祉

現状と課題

高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちを実現するためには、一般健常者と日常的に交流する「共生型」の考えを取り入れる必要があります。これは行政による福祉サービスの提供だけでは難しく、町民に対するボランティア活動への参加促進など、地域が一体となった福祉活動を推進することが求められています。

本町では、障がい者等への総合的な情報提供や関係機関等との連携支援を行う中核的機関「基幹相談支援センター」を設置しています。また、「遠別町アクティブシニア多世代拠点交流センター」では、「地域支え合いサロン」を始めとした全町民対象の多世代交流事業を実施しています。

誰もが交流できるまちづくりを実現するためには、障がい者や高齢者などの交通弱者を対象とした移動支援が欠かせません。都市部に比べて公共交通機関が十分に整備されていない本町では、この課題への対策として日本各地で実証実験されている自動運転バスの導入について検討します。現時点で自動運転バスの一般導入は見通しが立っていませんが、将来的な導入が可能か時間をかけて検討していきます。

また、障がい者に対する町民の理解や、日常生活において共助しつつ暮らすという共存意義の定着は十分とはいえません。そのため、障がい者に関する理解と認識を深めるための意識啓発を図り、障がい者が抱える困難を解決すべき課題として捉え、社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーを推進することが必要です。

具体的な取組

- ① 障がいを持つ方だけでなく、全ての町民が安心して暮らせるよう支援を行います。
 - 1) 重度障害者タクシー助成事業
 - 2) 腎臓機能障害交通費助成事業
 - 3) 基幹相談支援センター運営事業
 - 4) 自動運転バスの検討
- ② 家庭・学校・社会での教育など、あらゆる学習機会を通じた福祉教育の推進や広報活動の充実を図り、高齢者や障がい者についての理解と、隔たりのない共存意識の定着に努めます。
 - 1) 地域福祉、障がい者計画等の策定

(3) 保健・健康づくり

現状と課題

糖尿病や高血圧等の生活習慣病の発症や重症化、がんへの罹患は、仕事や日常生活に多大な影響を与えるため、疾病の早期発見・早期治療が重要です。

本町では、特定健診等の基本健診・がん検診・骨粗しょう症検診等の各種検診を実施し、健(検)診の結果から精密検査や生活習慣改善の必要がある方には、結果説明会等により、個々に応じた保健指導等を実施しております。

健(検)診受診体制の充実、自己負担の無料化、行政ポイントサービスの付与といった受診しやすい体制づくりや個別通知のほか、電話等による受診勧奨等により、徐々に受診率が伸びているものの、同規模町村に比べて受診率は低い傾向であり、さらなる未受診者の掘り起こしと受診勧奨が必要です。

本町の40～74歳の国保加入者においては、肥満指数が比較的高い傾向にあり、運動習慣のない人や血糖・血圧・脂質異常を併せ持つ人の割合が多く、喫煙率も高い状況です。医療費の中では、腎不全・心疾患・脳血管疾患・糖尿病・脂質異常に対する治療費が高額となっています。

後期高齢者においては、道や同規模町村に比べて、糖尿病有病状況割合が高く、外来医療費においても、糖尿病、高血圧、その他心疾患の順に高い現状となっています。フレイル傾向にある人の割合も増加しており、道と比べて平均自立期間が短いことも課題です。

これらの課題を解決し、すべての町民がいきいきと健やかに暮らすことができるよう、その基盤となる「健康づくり」を推進し、健康寿命の延伸を目指すことが求められています。生活習慣病やがん等を予防し、早期発見・早期治療につなげるため、健(検)診の受診率の向上とともに、早い段階から自らの体の状態を理解し、セルフケアできることを目指して、全ての町民が気軽に健康に関する相談を受けられるよう相談体制を充実させる必要があります。

健康の保持増進には感染症対策も重要です。ワクチン自己負担金の無料化や一部助成の実施などの予防接種の充実を図るとともに、様々な感染症の流行に応じて迅速に対応できる体制を整備していくことが必要です。

具体的な取組

- ① がん検診等の各種健診を充実させるとともに、事後の保健指導やライフステージに応じた健康に関する情報提供・啓蒙活動を行います。
 - 1) がん検診・基本健診・歯科検診等事業
- ② 感染症に関する情報の積極的な発信を行うとともに、予防接種体制の充実を図り、町内での感染症の蔓延を防ぎます。
 - 1) 予防接種事業

(4) 子育て支援

現状と課題

子どもや家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、共働き家庭の増加により、育児に悩みや不安を抱えるように変遷してきています。そのため、安心して子育てができる環境の確保、多様化する子育て支援への需要に添えていくことが求められています。

また、虐待などの事件が後を立たない現在の社会情勢に対し、国を挙げて一体的な対策が展開されており、過剰な不安、あるいは無関心など虐待のおそれのある養育上の問題への対策として、相談・援助体制の充実が必要とされています。少子化対策を含むこれらの課題に関して、行政及び地域全体が連携した子育て支援の取組が必要です。

そのような中、本町では、妊婦から子育て世帯まで一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」、子育て中の親子が育児相談や交流できる場として「子育て支援センター」を設置しており、一体的な支援体制を構築しています。

結婚・出産の際には、「結婚・出産祝金」を交付しているほか、妊産婦に対する交通費助成や健康管理等に関する面談実施など、少子化に対応するきめ細やかな支援も推進していく必要があります。

具体的な取組

- ① 働きながら子育てしている家庭だけではなく、親が病気や急用時の一時預かりや学童保育など、多様化する要望に応じた支援の充実を図ります。
 - 1) 幼児センター事業
 - 2) 学童保育事業
- ② 妊娠期や子育てに関する悩みや、問題を抱える家庭を支援するため相談・援助体制の充実を図り、子育てや育児不安について気軽に相談でき、適切な支援を受けることができるような体制づくりを推進します。
 - 1) 母子保健推進事業
 - 2) 産後ケア事業
 - 3) 乳幼児健康診査事業
 - 4) こども家庭センター事業
 - 5) 子育て支援センター事業
- ③ 結婚、妊娠、出産、子育てにおける経済的な不安の解消に努めるとともに、切れ目のない支援を行います。
 - 1) 結婚、出産祝金事業
 - 2) 妊産婦安心出産支援事業
 - 3) 子ども医療費助成事業
 - 4) 乳幼児健康診査事業
 - 5) 乳幼児紙おむつごみ袋支給事業
- ④ 子育てに係る環境整備を推進します。
 - 1) 幼児センター屋外遊具更新事業

2) 幼児センター運動広場整備事業

⑤ 学校給食に対する補助を行い、子育てを支援します。

1) 学校給食費負担金支援



(5) 医療

現状と課題

看護師をはじめとする医療職の人材確保及び定着は、本町診療所における喫緊の課題です。特に看護師については、正規職員としての応募が極めて少なく、常時人員不足の状況にあります。現状では勤務者の約半数が短期契約による派遣看護師で占められており、安定的な看護体制の確保が困難となっています。

この背景には、過疎地域であるという地理的要因に加え、住宅環境、賃金水準、勤務条件などが他自治体と比較して不利であることが一因として挙げられます。若手人材の確保及び継続的な勤務につなげるためには、住宅環境や生活支援などの体制の充実が不可欠です。

また、将来的な世代交代を見据え、派遣看護師からの正規雇用転換を促進するとともに、町内外の看護学生を対象とした修学資金貸付制度の整備などにより、長期的視点に立った人材育成・確保の仕組みづくりが求められています。

次に、現在使用している医療廃棄物保管庫は、施設の老朽化が進んでおり、衛生管理及び感染防止の観点からも早急な更新が求められています。

この更新にあたっては、単なる医療廃棄物保管庫の改修にとどまらず、公用車両の保管や診療録等の書類保管にも対応可能な車庫・書庫機能を併せ持つ複合型倉庫として新築整備することが、現実的かつ効率的な対応と考えられます。

また、診療録（カルテ）の電子化は、診療業務の効率化、記録の標準化、並びに情報の一元管理及び多職種間での情報共有を図る上で不可欠な基盤整備です。現在は紙カルテを使用しており、情報連携や記録の即時性に課題を抱えています。

さらに、2023年に厚生労働省より示された「2030年度までに全ての医療機関において電子カルテの導入を基本とする」との方針を踏まえ、早期導入に向けた対応が求められます。

加えて、電子カルテとの親和性が求められる関連機器についても、耐用年数の到来を見据え、計画的かつ段階的な更新が必要です。

本町では高齢化が進む中、救急件数が増加傾向にあり、救急救命士を増員して体制強化を図っていますが、夜間の救急体制については、夜間当務者の配置数等から救急活動が迅速にできないため、体制の整備が必要となっています。

また、高規格救急車及び救急資器材は令和6年度に一新され、高度な救命処置を行える環境が整備されました。その救命処置を実行する救急隊員が、気管挿管、静脈路確保及び薬剤投与などの特定行為を習得する教育訓練を円滑に行うため、最新の救急処置訓練資器材の整備が必要です。

具体的な取組

- ① 医療職の新規採用や定着促進に努めます。
 - 1) 医療従事者修学資金貸付事業
 - 2) 医療従事者就業準備金貸付事業

3) 医療従事者向け民間賃貸住宅建設事業

4) 医療従事者就労奨励金事業

② 医療施設の新規整備や医療機器の更新を行います。

1) 診療所業務環境整備事業

③ 地域中核医療機関の道立羽幌病院、直近医療機関の遠別町国民健康保険診療所と連携を強化し医療体制の機能充実に努めます。また、消防職員の増員に向け人員を確保し初動体制を整備、迅速な救命処置の遂行に努めます。

1) 高規格救急自動車更新

④ 高度な救急医療に対応した最新の救急処置訓練資器材を整備し技術向上に努めます。

1) 高度救急処置訓練人形更新



第4節

学びに向かう力を
持続できるまち

第4節 学びに向かう力を持続できるまち

(1) 学校教育

現状と課題

幼児教育は義務教育とその後の教育の基礎を培うものであることから、幼児センターきらりと遠別小学校の実情を共有するなど、幼小連携に取り組むことが重要です。

また、豊かな心を育む教育、自他を大切にすることを育む教育、国際化・情報化に対応した教育、豊かな自然を生かした環境教育など、学校生活のあらゆる場面で実践できる体制を整備充実するとともに、個性を生かす教育の充実を図る必要があります。

そして、学校の地域性を重視し、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を展開し、地域に開かれた教育の推進を図ることも必要です。

地域活性化の取組として大きな役割を持つ北海道遠別農業高等学校は、地域にとっても重要であり、入学者確保に向けた取組を継続して推進し、高校の存続を図ります。

遠別中学校の改築を円滑に推進するとともに、学校教育施設全体の適切な修繕等を行い、安心して楽しく学べる環境づくりにも取り組みます。併せて、学校等への安全・安心な給食を安定供給するため、建物の改修や耐用年数を超える設備についても随時更新していく必要があります。

具体的な取組

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図るとともに、ICT教育の推進及びネットワーク環境の改善に努めます。
 - 1) 遠別農業高等学校教育振興会補助金
 - 2) 次世代多目的交流センター管理等
 - 3) 英語指導業務
 - 4) 特別支援教育支援員配置事業
 - 5) 遠別中学校備品及び環境整備事業
 - 6) 児童生徒の安全な通行手段の確保
 - 7) ICT整備事業
- ② コミュニティスクールの推進や中学校部活動の地域展開に努めます。
 - 1) 遠別町学校運営協議会の開催
 - 2) 遠別町部活動地域展開の推進
- ③ 老朽化した関係施設を適切に修繕します。
 - 1) 教職員住宅修繕事業
 - 2) 遠別中学校新築事業
 - 3) 遠別小学校改修事業
 - 4) 学校給食センター改修等

(2) 生涯学習

現状と課題

生涯にわたって学ぶことは、豊かで充実した生活を送ることができるようになるだけでなく、自分らしく主体的に活動することにより、生きがいのある人生を築くことができることから、潤いのある地域づくりにとっても大切なものであります。

このため、国際化や情報化など社会の変化に対応し、町民の学習ニーズに幅広く応えるためには、関係部署や各種団体と緊密に連携し、生涯学習事業を推進していく必要があります。

また、本町の学びの中心施設である遠別町生涯学習センターは、施設や設備に経年劣化が見られることから、計画的に修繕する必要があります。

遠別町国内交流を進める会が中心となり、福井県越前市（旧武生市）と長年にわたり、大人の交流や「ゆかりの地との交流事業」（小学生のホームステイ・学校交流）を実施しており、今後もより一層相互の交流を深め、両町の歩みを次世代に継承していきます。

具体的な取組

- ① 町民のニーズに応じた学習機会の提供
 - 1) 花いっぱい実践協議会運営補助金
 - 2) 遠別町青少年育成委員連絡協議会補助金
- ② 生涯学習センターの計画的な修繕
 - 1) 生涯学習センター運営指定管理事業
 - 2) 生涯学習センター改修事業
- ③ ゆかりの地との交流事業の継続
 - 1) 遠別町ゆかりの地との交流事業補助金



(3) 文化・芸術

現状と課題

本町の文化・芸術は、文化協会を中心とした町民文化祭の開催や各種サークル活動を通じて、発展を遂げてきました。近年、各団体・サークルの高齢化や会員の減少が進んでおり、次世代の担い手育成が課題となっていることから、文化団体・サークル活動への支援や若い世代の活動促進を図っていく必要があります。

また、優れた舞台芸術などを含む芸術鑑賞の機会を提供することで、より多くの町民が芸術文化に親しめるようにするため、町民のニーズに応じ、より充実した内容の事業企画を図ります。

さらに、本町の郷土芸能である遠別音頭踊りや、和太鼓曲（源流）の保存と継承をしていくための支援を行います。

具体的な取組

- ① 文化団体・文化サークルの活動支援
 - 1) 遠別町文化協会補助金
- ② 芸術鑑賞機会の提供
 - 1) 芸術鑑賞事業運営補助金
- ③ 郷土芸能育成保存会の支援
 - 1) 郷土芸能育成保存会運営事業補助金
- ④ 郷土資料の保管



(4) スポーツ

現状と課題

町民のニーズに応じたスポーツプログラムやスポーツに関する情報を提供することにより、町民が自ら進んでスポーツに親しむ環境づくりが必要です。

また、仲間づくりや生きがいづくりなど、町民一人ひとりの生活形態に対応し、気軽に運動を楽しめる場の拡充も求められており、老朽化しているスポーツ施設の改修については、補助金等を有効活用しながら計画的に整備していくとともに、利用率の低い施設については廃止を検討する必要があります。

少子化の進行に伴い、スポーツ少年団の活動は年々減少傾向にあり、特に団体競技において、必要な人数を確保することが難しく、本町単独チームでの大会参加が困難な状況にあるため、近隣町村と連携し、合同チームを編成して大会に出場する事例が増えています。

今後も子どもたちが安心してスポーツに親しみ、体力の向上、仲間づくりや協調性の育成に励む意義は大きく、健全に成長できる環境を維持するためには、指導者や保護者の負担軽減、活動環境の整備など、多方面からの支援が必要です。

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しめる環境を整備することで、「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしいまちづくりを推進していく必要があります。

具体的な取組

- ① 「さわやかスポーツの町」宣言にふさわしいまちづくりを目指し、町民が生活の中に積極的にスポーツを取り入れ、健康で明るく暮らせる生涯スポーツの推進に努めます。
 - 1) スポーツ協会補助金
 - 2) スポーツ少年団補助金
 - 3) 海洋センターインストラクター養成事業
- ② 町民が安全に楽しくスポーツに親しめるよう効果的な管理運営に努めるとともに、計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。
 - 1) スポーツセンター改修事業
 - 2) 海洋センター改修事業
 - 3) 野球場改修事業
 - 4) スキー場改修事業
 - 5) すばーく遠別改修事業

第5節

つながりと共生を
持続できるまち

第5節 つながりと共生を持続できるまち

(1) コミュニティ

現状と課題

少子高齢化・人口減少が進む中、核家族世帯や単身高齢世帯が増加し、町民ニーズや地域課題が多様化・煩雑化しています。これらに対応していくためには、町民と行政だけではなく、町内会やNPO、民間企業などとの協働による取組を推進し、地域課題の解決を図っていく必要があります。

そのためには、必要な行政情報を分かりやすく発信し、町民と行政がまちづくりの現状や課題、今後の方針などを共有しながら、多様な町民参画・協働の仕組みを確立していくことが必要です。

本町では、IP告知端末、広報紙及びウェブサイトによる広報活動を推進するとともに、まちづくり懇談会の開催などの広聴活動を行っており、更にSNSを活用した即効性のある情報発信も推進していきます。

コミュニティ活動の一つでもある町内会活動は、古くからそれぞれの地域における町民同士の助け合いによって行われてきました。自主防災組織の活動等を通じ、隣近所の連帯感を高める取組が行われていますが、人口減少が進み、町内会の運営活動が厳しくなっています。

まちづくりには人材の育成が欠かせず、町内産業団体の青年層などの若い人材の活動が町の活力につながります。

遠別・キャッスルガー国際交流協会が主催する姉妹都市カナダ・キャッスルガー市との青少年相互訪問事業は約30年近く継続し、多くの若者が両市町を訪れています。このような町民の自発的な取組へ継続的な支援が必要です。

具体的な取組

- ① 広報・広聴活動の充実に努めます。
 - 1) IP告知端末、広報紙、ウェブサイト、SNSによる情報発信
 - 2) まちづくり懇談会の開催
- ② コミュニティ活動の支援や協働のまちづくりに向けた取組を推進します。
 - 1) 会館等の整備を支援する協働のまちづくり事業
 - 2) 行政サービスポイント事業
 - 3) 姉妹都市カナダ・キャッスルガー市青少年相互訪問事業

(2) 人権・男女共同参画

現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。いじめや虐待、配偶者からの暴力、ハラスメントなど、人権を著しく侵害し、場合によっては命を脅かす痛ましい事件が社会問題化しています。

このため、包括的な差別解消に向けた人権意識を高めるため、啓発活動を進めていく必要があります。

男女共同参画を推進していくためには、性別による固定的な役割分担の意識を解消し、様々な場面で男女が対等な立場で参画し、共に責任を担い協力し合う機会を拡充していくことが重要です。行政などにおける各種会議では女性委員の参画を促しておりますが、全体的に女性比率は未だ低い状況にあります。

このため、引き続き男女共同参画社会に対する理解促進や意識醸成を図りつつ、政策・意思決定の場となる各種会議で女性委員の参画を推進するとともに、地域・家庭・職場など様々な場面において、性別問わず誰もが活躍できる社会づくりに取り組む必要があります。

具体的な取組

- ① 人権教育や相談体制の充実に努めます。
 - 1) 広報紙等による人権に関する啓発の推進
 - 2) 人権擁護委員による人権相談の実施
- ② 男女共同参画社会を推進します。
 - 1) 広報紙等による男女共同参画に関する啓発の推進
 - 2) 各種委員における女性の登用



(3) 多文化共生・移住定住

現状と課題

人口減少が続く中、地域経済や社会機能を維持していくためには、新しい人材の発掘や地域の連携が必要です。本町の外国人人口は、近年約100人前後で推移しており、総人口に対するその割合は道内でも上位であり、ベトナムをはじめとした東南アジア諸国出身者の受入れによる多国籍化の変化が見受けられます。

今後も本町が持続的に発展していくためには、多様な文化や言語を持つ外国人を地域の一員として受け入れ、共に協力し合いながら暮らしていくことが不可欠であり、地域で外国人が生活するには、日本語学習支援や災害時対応の強化が特に重要となっています。

引き続き、町内で暮らす外国人が抱える生活上の課題などの解決及び支援に努め、外国人からも「選ばれるまち」を目指します。

移住定住を促進するため、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた取組を推進しています。本町では、移住定住促進住宅、民間賃貸住宅建設助成支援事業及び住宅リフォーム助成事業により居住環境を整備しています。

また、移住交流支援センターでの移住体験事業、屋内こども遊戯場・テレワーク施設内のコワーキングスペースの活用により、移住へのきっかけづくりをはじめ、関係人口の増加を目指しています。

地域おこし協力隊は、都市部の若者等が過疎地域等に移住し、概ね1年以上3年以下の期間での地域協力活動を通して定住・定着を図る制度であり、本町では数多くの隊員を採用してきました。今後も地域に新しい風を吹き込み、地域活性化を目指して地域おこし協力隊の導入を推進する必要があります。

具体的な取組

- ① 外部からの人材確保に向けた取組を推進します。
 - 1) SNS等による情報発信
 - 2) 地域おこし協力隊事業
 - 3) 移住体験、テレワーク事業
 - 4) 地域力向上事業
 - 5) 関係人口増加対策事業（(仮称) えんべつファンクラブ）
 - 6) 奨学資金返還支援事業
- ② 外国人技能実習生等との共生に向けた取組を推進します。
 - 1) 外国人技能実習生受入対策事業補助金
 - 2) JETプログラム国際交流員の導入

(4) 行財政運営

現状と課題

地域主権型社会の進展や人口減少及び高齢化が進行する中で、地方自治体は住民に最も身近な総合的行政主体として、高度化・多様化していく住民ニーズに応じて必要な行政サービスを提供することが求められています。

行政窓口サービスは、迅速かつ丁寧な対応に努め、ワンストップ窓口や昼休み時間帯の窓口対応なども行っています。また、庁内に有線放送を流し、職員は年間を通じて、「ナチュラル・ビズ・スタイル」で対応するなど、町民により親しみやすく気軽に相談等ができる雰囲気づくりを心掛け、職務に取り組んでいます。

今後も来庁者へ対するあいさつ、町民の目線に立った接遇に努めるとともに、効果的な研修を通じたスキルアップを図り、人間力豊かな職員の育成を行っていきます。

なお、町職員については、地方自治体共通の課題でもある人材確保の面で対策が必要な状況です。

行政情報の発信は、毎月の広報紙、IP告知端末、ウェブサイト及びSNS等により行われており、情報発信の担当部署を一元化することで、町民により分かりやすく、生活に役立つ発信内容へ充実させていきます。

財政運営では、人口減少等による税収の減少や公共施設の老朽化への対応、大型建設事業の地方債償還金など、地方財政は一層の厳しさを増すことが予想されます。今まで以上に、ふるさと納税による寄附金などの自主財源確保に努め、一方で施設の維持管理等について随時検討を行い、経費節減を図っていく必要があります。

具体的な取組

- ① 町民の目線に立った行政運営に努めます。
 - 1) ナチュラル・ビズ・スタイルの推進
 - 2) 町民に分かりやすい行政情報の発信
 - 3) 職員人材確保対策事業
 - 4) 暮らし体験型インターンシップ事業
- ② 適正な財政運営に努めます。
 - 1) ふるさと納税による寄附金など自主財源確保策の強化
 - 2) 公共施設の維持管理等についての検証評価

